

国立大学法人富山大学通勤手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 9 月 27 日改正

令和 4 年 10 月 25 日改正

令和 7 年 3 月 26 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 13 条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(確認及び決定)

第 2 条 給与規則第 13 条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居(出入口)と主たる勤務箇所(出勤が確認される場所)との間を往復することをいう。

2 学長は、別に定める届出により職員の住所、通勤方法及び複数キャンパスに勤務する職員にあってはその主たる通勤箇所を確認し、その内容に基づき次の各号に定める方法により給与規則第 13 条第 1 項に規定する「手当算定上の通勤経路及び通勤方法」（以下「経路及び方法」という。）を決定する。

(1) 交通機関による通勤の経路及び方法は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法とする。

(2) 自動車等による通勤の経路及び方法は、一般に利用しうる最短の経路によるものとする。

(3) 複数交通機関及び交通機関と自動車等の併用による通勤の経路及び方法は、それぞれの区間及び全体に前 2 項を準用し得られる経路及び方法とする。

(4) 通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にしない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(5) 給与規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、自動車、原動機付自転車又は自転車とする。ただし、本学の所有に属するものを除く。

(6) 給与規則第 13 条第 3 項及び第 4 項に該当する場合の新幹線鉄道等による通勤の経路及び方法は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法とする。

3 学長は、その者が給与規則第 13 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

4 学長は、通勤手当の支給を受けている職員が正当な理由なくこの細則に定める届出及び確認書類（以下「届出書類」という。）を提出しない場合には、通勤手当の支給を一時差し止めることができる。

- 5 前項の場合において、支給を一時差し止めた月の初日（以下「支給一時差止日」という。）から3月以内に届出書類が提出され、支給要件を満たしていることが確認できた場合は、支給の一時差し止めを解除し、支給一時差止日に遡って手当を支給する。
- 6 第4項の場合において、支給一時差止日から3月以内に届出書類が提出されなかったときは、支給一時差止日から支給要件が消滅したものとみなす。
- 7 学長は、前項の規定により支給要件が消滅したものとみなした場合は、対象となった職員に対して、その旨を通知するものとする。

（適用範囲）

第3条 給与規則第13条第1項各号に規定する「徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離」は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

- 2 給与規則第13条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である」とは、労働者災害補償保険法施行規則別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な場合で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると学長が認める場合とする。
- 3 交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する場合で、交通機関又は自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離の一方が片道2キロメートル未満であることから給与規則第13条第1項第3号適用を除外される者は、同項第1号及び第2号の適用者として取扱う。

（運賃等相当額）

第4条 給与規則第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- （1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間については、通用期間が支給単位期間（給与規則第13条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の定期券の価額
 - （2）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間については、回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月の通勤所要回数分）の運賃等の額
 - （3）前2号に掲げる以外の方法が最も経済的かつ合理的であると認められる区間については、その方法における通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月の通勤所要回数分）の運賃等の額
- 2 第2条第2項第4号ただし書きに該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用する交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 3 運賃の改定が行われた場合の運賃等相当額は、その改定の日属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日属する月）から改定後の運賃等の額を基礎として算出したものとする。

(新幹線鉄道等の利用に係る基準)

第5条 給与規則第13条第3項及び第4項の「別に定めるもの」は、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるもので、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員

(2) 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる職員

イ 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員

ロ 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らしてイに相当する程度に通勤が困難であると学長が認める職員

2 第4条の規定を、給与規則第13条第3項に規定する特別料金等相当額の算出について準用する。

(支給の始期及び終期)

第6条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与規則第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は解雇された場合においてはそれぞれその者が退職し、又は解雇された日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第2条第2項に規定する届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給停止等)

第7条 給与規則第13条第1項の職員が、出張、休職、休暇、欠勤、介護休業その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

2 通勤手当は、職員が次に掲げる場合、その期間中支給しない。なお、これらの期間が開始された場合又は当該期間の終了により職務に復帰等した場合のその月分は、給与規則第36条の規定により日割計算で支給する。

(1) 出勤停止者(国立大学法人富山大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。))

第 39 条第 1 項第 3 号の規定に基づく出勤停止者)

- (2) 専従休職者(職員就業規則第 11 条第 1 項第 8 号の規定に基づく休職者)
- (3) 大学院修学休職者(職員就業規則第 11 条第 1 項第 7 号の規定に基づく休職者)
- (4) 育児休業職員(国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則に基づく休業者(部分休業者及び出生時育児休業者の就業日を除く。))
- (5) 介護休業職員(国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則に基づく休業者(部分休業者を除く。))

(返納の事由及び額等)

第 8 条 給与規則第 13 条第 7 項の退職その他の事由は、通勤手当(1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 退職し、若しくは死亡した場合又は給与規則第 13 条第 1 項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において前条第 2 項各号に該当することとなった場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与規則第 13 条第 7 項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等(給与規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる職員にあっては、同条第 2 項第 3 号に定める額)が 150,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 150,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、当該事由が生じた日の属する月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前日)にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
- (2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 150,000 円を超えていた場合にあっては、150,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

(支給単位期間)

第9条 給与規則第13条第8項に規定する期間は、次の各号に掲げる交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は新幹線鉄道等 当該交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 就業規則第15条による退職をすること。

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

(3) 事業場を異にする異動又は勤務する事業場の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

第10条 支給単位期間は、第6条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において第7条第2項各号に該当することとなった場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(事後の確認)

第11条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与規則第13条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(雑則)

第 12 条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。